

羽村駅西口地区地区計画の区域内における
建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく認定基準

制定 平成 28 年 12 月 26 日
28 多建建三第 86 号

第 1 適用範囲

本認定基準は、羽村駅西口地区地区計画の区域内における建築基準法（以下「法」という。）第 68 条の 4 の規定に基づく特定行政庁の認定について適用する。

第 2 認定基準

- 1 建築敷地が、羽村駅西口土地区画整理事業区域内にあり、土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定がなされていること。
- 2 建築物の建築計画が地区計画の内容に適合し、かつ、周辺の公共施設の整備や土地利用の状況等について、総合的な配慮がなされていること。
- 3 建築敷地が次のいずれかに該当する道路（法第 42 条に該当する道路）に接すること。
 - (1) 建築敷地の接する道路が、法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされており、かつ、当該道路以外の道路（法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされている道路を除く）に接続するまでの区間に、当該道路の指定幅員の 10 分の 6 以上、又は幅員 4 メートル以上の交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない同幅員で連続した空地が確保されている場合。
 - (2) 建築敷地が、法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされている道路内の空地（延長 15 メートル以上であり、かつ当該道路の指定幅員を有する空地）に有効に接し、かつ、当該道路以外の道路（法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされている道路を除く）に接続するまでの区間に、幅員 2 メートル以上の交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない連続した空地が確保されている場合。
 - (3) 建築敷地が、土地区画整理法に基づき築造する法第 42 条第 1 項第 2 号道路に接する場合。
 - (4) 建築敷地が、都市計画道路 3・4・5 号線に接する場合。
 - (5) 建築敷地が、主要地方 東京都道 29 号線 立川・青梅線に接する場合。
 - (6) (1)～(5) 以外の場合で、建築敷地と道路との関係が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合。

附則 この認定基準は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。